



今年も2月から3月にかけて、文化活動の集大成である「公民館まつり」が各地区で開催されました。

このイベントは、各公民館サークルの活動発表や作品展示、出店などにぎわっているのですが、近年ではまちづくり団体や地域で活動するグループをはじめ、その地域の方が積極的に参画していく、さらなる盛り上がりを感じるようになりました。

イベントといふと、主催者と参加者が線引きをされていて、参加者はお客様というものが多くあるのですが、地域を核としたイベントではその垣根をあまり感じません。どちら側の人も楽しそうに過ごしてて、みんなでつくり上げている

(文責・町長 竹口大紀)



催しとなつているのをするたびに、これが祭りやイベントの原点なのだと気付かされます。

持続可能な地域づくりのためには、誰かにやらされるのではなく、やりたいという気持ちによる自発的な活動が大切だと考えていますので、これからも引き続き、地域のみなさんのやる気を引き出せるような取り組みに力を入れていきたいと思います。

A …未成年者が高額な商品やサービスの契約をしたり、クレジット契約をしたりする場合、親などの同意が必要です。同意がない場合、未成年者という理由で原則契約を取り消すことができます。しかし、3年後からは18歳（成人）になると親の同意なく契約できますが、未成年者取り消しはできません。

成年になると、さまざまな高額な契約の勧誘も増えて、トラブルに巻き込まれる人が多くなります。

例えば、「友達から簡単にもうかると勧誘されて高額な商品を買って会員になった」「高額な商品を次々にクレジットで買って返済できなくなつた」などの事例があり

Q：民法改正により3年後には、成人年齢が引き下がれ、18歳で成人になると消費者被害が増えるのではないかと心配されていますが、どうしてでしょうか？それは、どんな被害ですか？

ます。内容が理解できない、必要な契約であれば断ることが必要です。

被害を防ぐためには、自分にあつた適切な判断や対応する力を身につけておく必要があります。家庭においても年齢に合わせた消費者教育が必要です。

はい！消費生活相談窓口です
民法改正
2022年4月
から
成年年齢引き下げにより18歳（高校3年生）で成人になります！



はい！消費生活相談窓口です

◆消費生活相談窓口

鳥取県消費生活センター
☎ 0859-54-5210 (平日)

☎ 0859-34-2648
(平日・土日)

ご注意！

改元に便乗した詐欺が発生しています。
電話や封書などにご注意ください。